

足立区議会議長 鹿浜 昭 様

足立区議会議員 5番 横田ゆう 印

文 書 質 問 書

会議規則第60条の2第2項の規定に基づき、次のとおり文書質問書を提出します。

記

テ ー マ 及 び 質 問 項 目

1 エアコン購入費補助事業について

区は令和3年度から気候変動対策補助事業（エアコン購入費補助事業）を開始することになった。地球温暖化は、年を追うごとに厳しくなり、今夏も熱中症で命を脅かす事態が起こることが予測される。そこで、エアコン購入費補助事業の拡充を求め質問する。

①この事業の補助対象世帯は、65歳以上のみで構成する世帯となっているが、地球温暖化は高齢者世帯に限らずすべての区民に深刻な影響を及ぼしていることから、特にコロナ禍で生活が厳しくなっているひとり親世帯、障害者世帯にも対象を拡大すべきと思うがどうか。

②補助予定件数は、約220件、1550万円で予算に達した場合は終了するとしている。しかし、温暖化による熱中症対策は、待ったなしの状況にあるため、予算に達したから終了となれば、真に必要な区民に届かないことも予想できる。申請者数が、上限に達した場合は必要に応じて補正予算を組み、条件を満たしている世帯にはすべて助成を行うべきと思うがどうか。

③生活保護受給者は、エアコン購入費補助を利用するにも、エアコン購入・設置後に申請書類の提出になり、最初にお金が必要で生活保護世帯は、事実上制度利用が困難だ。区は生活福祉資金の借入れを申し込むことを示しているが、手続きが煩雑であるため、ケースワーカーが命を守る立場で申請書類の作成を含め支援するべきではないか。

2 足立区集合住宅条例の改定について

近年、交通機関（日暮里・舎人ライナー、つくばエクスプレス）の沿線開発にともない、高層マンションを建設する事業者が増えてきており、最近では隣接住民、近隣住民とのトラブルが多発している。

足立区は、長年の地域住民の運動や議会質問を反映し、2019年3月15日「足立区集合住宅の建設及び管理に関する条例」を制定した。しかし、最近の建築事業者の中には、条例を逆手に取り、最低限の基準を満たせば、閑静な住宅環境を壊し、日照権を奪うことも厭わない建築事業者も出てきている状況である。こうしたワンルームマンションが増え、分譲住宅として販売しており、様々な問題が発生している。近隣に迷惑をかけた、数年で引っ越すなど、住宅のスラム化と貧困ビジネスへの転用の恐れもあり、町の良好な環境が壊される危険がある。そこで何う。

- ① 建築主が、住民説明会において説明を拒否し、途中退席を行うなど、不誠実な態度で、住民の質問に対して回答しない事例、区に対して説明会等報告書を提出しない事例、工事協定書を締結せずに工事を開始しようとする等、条例違反を行う事例がある。このような場合、何らかのペナルティを設置すべきと思うがどうか。
- ② ワンルームマンションの場合、条例の第13条3項、交通利便地域の特例措置条例ではワンルームの規制戸数以上の場合、ファミリータイプ（55㎡以上）を建設することになっているが、交通利便地域の場合は40㎡以上であれば、認められている。
さらに、交通利便地域の場合、駐車場附置義務数は300m以内に駐車場を50%以内で確保すれば、条例から逃れられることになっている。
こうした分譲ワンルームマンションは財テクを目的として、販売してしまえば、あとは野となれ山となれの無責任な営利目的優先のやり方は行政として何らかの対策が求められる。
こうした悪質な建設業者の行為を抑えるため、条例の第13条3項、交通利便地域の特例については厳しく見直すべきと思うがどうか。
- ③ 開発業者がそれ以上の戸数を望むのであれば、ファミリー型（55㎡以上）にするか、建築主が管理する賃貸マンションとするなどの一定のルールを強化すべきと思うがどうか。
- ④ 近年、日照権は、近隣住民の重要な権利として認知されることとなってきた。日照時間が短くなる事により、健康被害、家の傷みが大きく左右されることから、条例に日照権の観点からの日陰の制限規制を盛り込むべきと思うがどうか。